

## 第2回熊本県廃棄物処理計画検討委員会議事録

■日時 平成27年10月9日（金）午前10時～午後0時15分

■場所 ホテル熊本テルサ3階 たい樹（熊本市中央区水前寺公園 28-51）

### ■議事次第

#### 1 開会

#### 2 議事

- (1) 前回検討委員会での各委員からの意見等に対する修正点について
- (2) 熊本県廃棄物処理計画素案「第4章 廃棄物の将来推計」について
- (3) 熊本県廃棄物処理計画素案「第6章 水銀フリー社会の実現に向けた取り組み」について
- (4) 熊本県廃棄物処理計画素案「第7章 災害廃棄物の処理に関する事項」について
  - ① 「第7章 災害廃棄物の処理に関する事項」について
  - ② 東日本大震災の災害廃棄物処理について（熊本県廃棄物処理計画調査業務受託事業者 応用地質株式会社による報告）

### ■配付資料

資料1 前回検討委員会での各委員からの意見等に対する修正点について

資料2 熊本県廃棄物処理計画（素案）

参考資料1 熊本県廃棄物処理計画検討委員会設置要項、委員名簿

参考資料2 関係法令

参考資料3 東日本大震災の災害廃棄物処理について

参考資料4 平成27年に発生した災害の状況について

### ■出席者

田中委員、篠原委員、岸川委員、中田委員、森崎委員、藤井委員  
（委員8名中6名出席）

### ■事務局出席者（別添のとおり）

### ■議事録

午前10時開会

○城内審議員 本日は、委員総数8名のところ、6名の方が御出席でございますので、熊本県廃棄物処理計画検討委員会設置要項第2条第3項の規定により、委員会が成立することをお知らせいたします。

それではまず、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。一枚目の議事次

第の下の方の欄に本日配付の資料の一覧を付けております。資料はA4一枚紙の資料1と、それから冊子になっております資料2、それから参考資料といたしまして薄いものから厚いものまで含めまして4番まで配付させていただいております。不足等ございませんでしょうか。

それではこれより、設置要綱第3条第2項の規定に基づき篠原委員長に議事の進行をお願いいたします。

○篠原委員長 皆さん、おはようございます。今日は傍聴の方おられますか。

○城内審議員 いらっしゃいません。

○篠原委員長 それでは挨拶ということになっておりますが、地球温暖化の防止と省資源の観点から廃棄物処理というのは年々変化しています。最近では地球温暖化の進行ということで異常気象が多発しておりまして、日本各地で災害が起こっております。このようなことから、災害ごみの処理という新たな変化へ対応していく必要があります。環境問題というのは、つくづく考えてみますと変化が激しいというか、短時間、短期間のうちにいろいろな形でいろいろな問題が発生します。人間が生きているということで廃棄物が出てくるわけなのですが、廃棄物の種類、形、量、そういったものについて、これまでに計画を作ってきましたが、常に新たな状況に対応する必要があると思います。こういった意味で今回のこの廃棄物計画、今、手元にございます素案が出ていますが、平成28年度から32年度という、5年という、非常に短期で作られています。これもひょっとしたら、すでに修正しなくてはいけないような時期もくるかもしれません。それほど環境問題、廃棄物問題は変化が大きいということ、皆さんにご理解していただきたいと思います。そういった意味でこれから策定していく計画には、また、新しい分野もたくさん入ってまいりますので、そのところを十分に加味してこの廃棄物処理計画は作られていることを期待しております。

それでは早速、今日の議事に入りたいと思います。まずは、今日は議題が四つあるのですが、まずは前回の委員会の中で、いろいろな意見が出ました。この意見に対する修正あるいは、委員の考え方等がございますので、まずはそれから聞きたいと思います。事務局どうぞ。

○江口参事 （資料1により説明）

○篠原委員長 はい、ありがとうございます。ただ今の前回の委員会のご意見によって修正された部分の説明等ございました。皆さんの方から、何かご質問、追加

のご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。

○田中委員 今、追加のページがありました資料2の6ページですけれども、図2-1-3のところ、これが出典が「環境省 一般廃棄物処理事業実態調査」と書いてありますが、このグラフは熊本県のデータでしょうか、それとも日本全体のデータなのでしょうか、そのへんが分からなかったもので。

○江口参事 この数値は熊本県の数値を書いて載せております。他のグラフにつきましても熊本県の数値を載せております。

○田中委員 それと同じページなのですが、この中で「汚泥」という言葉と「残さ」という言葉が出てきますが、「汚泥」＝「残さ」なのでしょうか。汚泥というのは（2）くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理状況で汚泥がでてきます。この図にも汚泥と書いてあります。そして（3）の再生利用の状況この一行目のところに発生する残さというのが次の行に残さ全体の約55%と書いてありますけれども、この「残さ」というのは、どういう意味の「残さ」なのかちょっと分かりませんでしたので。

○江口参事 汚泥というのは、浄化槽から、そのまま直接出てくるものですが、それを処理した後が「残さ」ということで使い分けをしております。

○田中委員 汚泥を処理し、処理後が「残さ」ということですね。

○篠原委員長 これ消化処理ですね。「残さ」というのは、消化汚泥のことを言います。燃やす前の、汚泥というのは、有機汚泥は、しぼると水がなかなかしぼれないので一回、嫌気発酵して、槽に入れて、わいて出るのが泥水処理で戻すのですが、染みでたものを残さといいます。

○田中委員 処理した後が残さ。

○篠原委員長 残さです。それをしぼって燃やすんです。というのでしょうか、残さというのは。

○中田委員 これちょっといいですか。し渣残さとありますよね。今、下水道についてなのですが、汚泥というのがあります。いわゆる処理する前の区分ですが、それは汚泥というふうに私は解釈しています。また、し渣残さってありますよね。し渣残さというのは、汚泥に含まれるし尿以外の部分ですから、例えば髪の毛とかい

ろいろ含まれたものを処理施設においてはし渣残さという表現で私どもは取り扱っています。沈殿とは別にし渣を取り除く部分から出るし渣残さというふうに私ども取り扱っている部分では解釈しておりますけれども、いかがでしょう。

○篠原委員長 それはスクリーンにかけてとるもの？

○中田委員 そうです。し渣残さです。

○小西主幹 委員がおっしゃるとおり、し渣残さ、汚泥、汚泥残さというのは、また別というふうに考えております。

○篠原委員長 なかなかその専門用語というのは理解しにくい。可能ならば、何かそういうのをちょっと入れていくと、分かりやすいあれになるんだけど。この処理計画というのは一般の人も見るわけでしょう。そういうところは、やはり分かりやすく注釈をつけるなどしていただきたい。

○小西主幹 分かりました。

○篠原委員長 それと、もう一つ今出ましたように関係資料を引用する時、全国のデータなのか県のデータなのか明確にするため、端にでも、この図表は熊本県のデータということを入れていただきたい。

○小西主幹 はい、分かりました。

○篠原委員長 非常に重要な内容をご指摘いただきましてありがとうございます。他にありますか。どうぞ。

○田中委員 以前の文をもう一度読み直していて、言葉のところで、これでいいのかというのがあったのですが、7ページの「ごみ処理フロー」の図ですけれども、これの四角の図の下に最初に「ごみ総排出量＝集団回収量＋計画処理量＋直接搬入量」で、計画処理量の中に計画収集量と直接搬入量が入っていますので、後ろにもう一つ直接搬入量というのが付けていると、これちょっと違ってくるのかなと思ったりしたんですけれども。

○篠原委員長 事務局、回答をお願いします。

○小西主幹 ご指摘のとおり、表記に誤りがあります。訂正させていただきます。

○篠原委員長 これは環境省の出典、環境省のデータですか。それを転記したわけではないのですか。作り直したのですか。

○小西主幹 基本的には環境省のデータを基にやっているのですが、おっしゃるとおりカッコ書きのその計画収集量と直接搬入量は、もう計画処理量の中に含まれていますので、その表記は正しい表記に修正します。

○篠原委員長 出典が、そうしたら間違えていますね。「出典を改編」とか、「～から作成」とか書かないと出典と書くと、そのまま環境省から出したのをそのままここに使ったということですから。

○小西主幹 基本は環境省の調査の方法の手法を取っておりますので、転記ミスだと思いますので、確認して正しい表記に修正します。

○篠原委員長 出典は、ものすごく難しいところなんです。大学でも、最近厳しく指摘されて、学会なんか、論文などでも非常に厳しい。出典を正確に記載することについてよろしくお願ひします。他によろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

ということで次の議題です。熊本県廃棄物処理計画案、第4章、廃棄物の将来推計について。

○江口参事 (資料2により説明)

○篠原委員長 ただ今の部分、皆様のご意見ございますでしょうか。私の方から一ついいですか。34 ページ「し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計」この浄化槽の汚泥について、単独浄化槽は今、合併浄化槽に変えると行政指導していますので、変わってきますよね。単独浄化槽が合併浄化槽になると、(し尿に生活排水が加わるため)浄化槽汚泥の量が増えることとなりますが、そのところの推計はファクターとして入れてあるんですか。単純に今ある合併浄化槽で計算したのですか。

○江口参事 資料の34 ページにお示ししている式の方ですが、こちら単独浄化槽も含んだ合計の数値で推計を書いて出しています。

○篠原委員長 単独浄化槽が合併浄化槽になると汚泥の数量も変わってくるような

気がするのですが、どうなんですか。システムが全然違うので。今、わかりますか、単独が合併になると汚泥量がどう変わるのか。

○江口参事 そこについては、ちょっと調べて早急に対応したいと思います。

○下水環境課 下水環境課のほうからもご説明させていただきます。今、下水環境課では、生活排水処理構想を見直しておりまして、その中では、先生が今おっしゃったような単独浄化槽から合併浄化槽へ変換ということで、それを今、国の政策で10年で変換してしまうということですが、それに伴いまして汚泥の処理計画を、市町村の方も見直すということで、まだ現状把握というところでやっておりますので、その構想を作る中では、変換した後の汚泥処理というのは考慮する推計には反映させていく必要があるかなと思っております。ですので、これは恐らく、そのままの現状をそれぞれ推計された値だと思います。そこが変換が進んだ場合、どんなになっているか、こちらは今はまだ作成中でございますので、そこは分かり次第データを記録したいと思います。

○篠原委員長 まだ十分時間がありますので。よろしくお願いします。

○下水環境課 はい。

○篠原委員長 もしここで、計算できるのが難しいのであれば、ここに一言書いておけばいいと思います。

○下水環境課 はい。

○篠原委員長 ありがとうございます。他にございませんか。

○森崎委員 はい、33ページの第1節、ここの将来推計の方法で、ごみの排出原単位が25年度の実績値となっております。で、第3節の(2)に産業廃棄物の将来推計の他、排出原単位が平成26年度の熊本県の実態調査によるということになっておりますけれども、ごみの排出原単位は26年度の実績値というのはいないのですか。

○篠原委員長 事務局、どうぞ。

○江口参事 直近の最新の数字が、平成25年度の実績でございます。平成26年度の実績については、今、ちょうど国のほうから調査がきておりまして、調査中とい

うところでございます。

○篠原委員長 調査を待っていれば、1年遅れますので、これを作るまでに環境省から最新データが出れば、その点で訂正すれば良いと思います。

○小西主幹 はい。そうですね、速報値が毎年1月から2月の初めなもので、確定データになるのが環境省のほうからが3月なんです。ですから環境省の公表が早ければ上手く間に合わせることができるかなと思うのですが、非常に微妙なタイミングかなと思っております。

○森崎委員 了解しました。

○篠原委員長 はい、ありがとうございました。他になければ、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

では、議題の3 熊本県廃棄物処理計画素案「第6章水銀フリー社会の実現に向けた取り組みについて」説明お願いいたします。

○廣畑主幹 (資料2により説明)

○篠原委員長 はい、ありがとうございました。ただ今の水銀フリー社会を構築するという実現に向けた取り組みですね。ではご意見として何か。はい、どうぞ。

○森崎委員 例えば、家庭で壊れた血压計とか体温計とか、いろいろなドラッグストアがあるのですが、引き取ってくれるドラッグストアさんとかは現在あるのでしょうか。

○廣畑主幹 確かに販売している事業者さんが回収する例というのは、例えばボタン電池とか、そういうものについては回収している例がございますけれども、体温計について引き取るというのは今のところ情報としては入ってきておりません。

○篠原委員長 ちょっと基本的なところ、よろしいですか。水銀自体の回収を議論されなかったことは非常に残念なのですが、42 ページの一覧表に水銀含有製品というのがあがっていますけれど、これについては、含有量を考えなくてはいけないと私は申し上げたい。例えばそのもの自体が水銀の場合があります。いろいろな形、例えば朱肉なんか硫化水銀ですから、これはもう、ほとんどが不溶態なんですよね。だから優先度が全然違うんですよ。例えば体温計に入っているのは、もろに水銀で

す。実は私の所属していた大学に、水銀そのものが数キロ入った瓶が保管されています。昔、ポーラログラフイーといって、水銀を使って重金属の分析をやっていた時代があるんです。水銀そのものを使うんです。大量に水銀を使い、また回収して使うんですけどね。何回も使うような形であるのですが、そういうので買ってあるんですね。それは特別な場合としても、とにかくそういう金属水銀があるんですよ。このような金属水銀はAランクとして速やかに回収しないとイケない。その重さがそのまま水銀の重さですから。ただ、蛍光灯なんかは、廃棄物としてたくさんあると思います。でも、ものすごく微量なんですね、だからそれ回収するのに大変お金がかかるんですよ。

まずは、優先すべきものを指定して、これについては早急に手当てするとかですね。それをしないと、これらを一律に全部回収しなさいみたいな話だと、硫化水銀の朱肉集めてもどうしようもないです。そういうのを一生懸命集めていくよりは、ボタン水銀電池とか体温計とか、優先すべきを決めて県としては、これを先に家庭にあるものは全部出してくださいと要請する。地域で集めるとか、そして県が回収して管理してくださいと。そういうふうにししないと、体温計が折れて水銀が出ると、それを下水に流したりするんです。排水溝に溜まったら、それはずっと出続けるんです。病院なんかの排水溝からは度々検出されます。だから、金属水銀については、早急に回収するよう今から考えていただきたいんですね。いかがでしょうか。

○廣畑主幹 確かに、大学では金属水銀そのものが大量においてあります。ただ、最近ポーラログラフ自体は、あまり研究には使われていないので、現況調査では金属水銀自体は、やはり少ないというような結果は出てきております。先生がおっしゃいました、含有量という点ですけれども、これについては確かにそれぞれ水銀含有量というのは大したことないんです。水銀そのものが入っているものにつきましては例えば血压計、一台当たりの量は、かなり多ございます。例えば先ほどの気圧計などでいきますと、1本あたり1.5キロの水銀がある。やはり量が全然違います。ただ熊本県としましては、最初申しました知事の熱い思いですね。絶対熊本県からは水銀を出さないと、環境中に出さないという、できるだけ早く水銀を使わない社会をつくるという思いからしますと、その量だけで考えるのではなくて、何しろ水銀が入っているのからきちんと集めようと、その中からきちんと水銀を取り除くという、そういう考え方から、こういう話になってくる。先ほどおっしゃった朱肉についてですが、確かに硫化水銀の状態からいいますと基本的に水銀が溶け出す可能性は低くなってまいります。ただ、問題は、実際、東京都の焼却場で問題になった例がございますけれども、排ガス中で水銀が高い値で検出された。一つ心配なのは、朱肉、例えばそれが入ったまま、水銀の入っている朱肉をごみ箱に捨てて、それを燃やしたという可能性があるんですね。やはり、水銀が入っていると大気中に排出



される可能性がございます。われわれとしては、それをできるだけ避けたい。それで、朱肉についてもきちんと集めていくというふうな形にしたい。確かにそのまま置いてリスク自体は小さいんでしょうけれども、それをごみとして出した後のことまで考えまして朱肉はきちんと集めようという形で今考えています。蛍光ランプにつきましても、確かにその一つあたりの含有量というのは少ないですので、ただ量としては少ないんでしょうけれど、大量に集めると、それなりの量になってまいりますので、蛍光灯についてもきちんと集めるというふうな方向で考えております。あと、金属水銀そのものについては、一般家庭からは、確におっしゃるとおり、体温計が割れたりしたときも出てくるのですが、それをきちんと回収できるような形で、考えていかななくてはならないということもある。そのまま下水道に流してしまうと、おっしゃるとおり、そのまま流れていく。途中にとどまらずずっと水域中に残る、そういう形もございますので、その辺は周知を図っていく必要があるなと思います。金属水銀については、産業廃棄物のほうで、基本的には大学等から出るものについては、きちんと集めてというような形になってくるかと思えます。

○篠原委員長　それで、また、もう一回その話をですね。蛍光灯は、これはもう行政というか業界と一緒に、システムで集めてシステムで一部処理されています。これには広域的なシステムが必要ですね、ただ今、言ったように個人的に家庭にあるものはすぐ出てくるわけですから、どんどんやっていくべきだと思います。すべての蛍光灯を回収するには、大変時間がかかりますね。すぐにはできません。回収のタイムテーブルを書いて、すぐやるべきこと、今から何年かけてやるとか、全体のスケジュールを作る必要があるんじゃないですかね。

○廣畑主幹　すでに、市町村等、集めるシステムはできておりますので、それは、きちんと徹底していく。他に今現在集めていないものに関しても、そこらへんのきちんと、そこにのせていくというような形で十分に対応できていくと考えております。

○坂本局長　委員長よろしいですか。今、委員長からご指摘があった部分については当然のことだと思います。それで、今、実は、水銀の検討委員会を受けて実働として、どのような形でやったほうがいいのかということの委員会を今、今年度、やっております。これには産廃事業者の方々、それと市町村の代表の方も入れて実務的にどのようにやったほうがいいのか、その辺を今、検討させていただいておりますので、その辺で当然、広報のやり方も含めまして、先生がおっしゃるようなことも含めて議論されなければならないというふうに思います。

それともう一つは、例えば、今やろうとしております、今年度事業で、すでにや

ろうとしておりますことは、水銀体温計とか血圧計については、医療機関が多いということが先ほどのデータで、すでに分かっておりますので、それを集中的に医師会と連携をいたしまして、医師会のほうで集中的に集めようということで、使っていないものについては、当然使っていてまだ結構なわけですが、使っていて保有されているものについて集めようということをやっていきたい。業界と連携して。それと家庭については、実は今日、阿蘇からお見えいただいておりますけれども、阿蘇の広域では昨年、体温計と血圧計等を集めさせていただきました。これ、環境省の事業でやらせていただきましたが、今年度は県下全域で県として家庭に眠っているものをどのような形で集めるのかということで、11月、12月ぐらいを中心として、キャンペーンをはりまして体温計を集めていきたいというふうに思っておりますので、先生のおっしゃるような形で、すでに私どもは取りまさせていただきますというところでご理解いただければというふうに思います。

○篠原委員長　そういうのは、ちょっとここに書いてあったなら、私も安心したのですが、なかったものですから、どういうふうにされるのかなというふうに、収集やれるのかなと、それともう一つですね。ちょっと話が違って申し訳ないですが、この前大学へ行って化学実験室に行ったんですが、使用していないマンメーターがありました。あれにも水銀が入っているんですよ、結構。ご存じのように、マンメーターなんかは、高校とか、中学の理科の実験室にいっぱいあると思います。ああいうのはもう全部撤去させて、普通のデジタル機器に替えないといけません。実験中に学生が割るんですが、割ったらそのまま捨てるために水銀が環境へどんどん漏れていくことになるわけですから。中学高、高校、あるいは大学にあるマンメーターも全部回収すべきだと思いますね。これには入っていませんけどね。

○廣畑主幹　先生のおっしゃったマンメーターですけども、実態を把握しております。今後、現在今使われているのが駄目というわけではないですが、そういったときに適正に使っていただくというのはあるかと思えます。もちろん、水銀を使わないような計測器に変えていくというのは、お願いしたいところがあるので、現在使っているのを買い替えてくださいというのも、できるだけお願いしていくような形でやっていきたいと考えております。

○篠原委員長　そうですね。割れた場合にどうするかというような、アマルガムで取って、集めて封印するというような、そういう指導というか、指示というか、県が率先して、いろいろなところに行政指導を徹底していただきたいと思えます。割れた場合どうするかですね。ほうきで掃いてそのまま捨てるということをしてないように、その場合はこうするといくと、何か、これは、水銀があるところには必ず、

亜鉛の粉をいつも置いておくと。振りかけて集めて、県や市のほうに持って来るといふ、何かこういう、こうした場合はどうするとかいふのも考えて、いくつか、これを市町村にということですね。はい、よろしく願いいたします。はい、どうぞ。

○田中委員 41 ページの上から三つ目の○ですけれども、市町村ごとに、水銀含有製品ごとに処理方法が異なるということで、これは回収されたものについての処理方法が異なっているということが、次のページを読んで分かったのですが、10 ページに市町村での分別の種類、何種類分別しているかということで、10 ページの一番上の方に書いてあるのですが、その中で市町村で水銀関連の製品というものを集めているという市町村がどれだけあるのかということと、それと最終的には全市町村が集めるようにということで、そういう数値目標みたいなのがあったほうが、いいのではないかなと思ったりしていますけれども。まずは、熊本県内での市町村で、これを回収しているというところがどれだけあるか。

○徳永参事 市町村の細かい数字を手元に持ってきていないので、明確なお答えが難しいですが、ただ、水銀含有製品ごとに調査をしております。蛍光管にしましては、全市町村で蛍光管という区分で回収されています。血圧計については、ほとんどの市町村で項目として入っておりません。体温計はあるところ、ないところがございます。マーキュロクロムですとか朱肉に関しては、今のところ分別をしているという市町村はございません。数値目標に関しましては、今後また検討しまして可能であれば入れさせていただきたいと思っております。

○田中委員 ぜひ入れていただきたいと思っております。それで、本当に不安になったのは、回収して、される前のおそらく不燃物として運ばれていって、埋め立てということになると、その土壌とかいふのも汚染されていくのではないかなと思って、ちょっと考えておりますけれども。数値目標があればいいと思っております。それとこれだけの品物について啓発をどのようにしていただくのかということが必要になりますし、なかなか昨年、私どもは、消費者大会というのをしましたときには、展示していただいて、大会の1コーナーに展示していただいたわけですが、今も展示場の通路にありますけれども、やはりああいうのが一般の消費者に見えるように、一般の県民に見えるように頻繁に展示していただきたいと思っておりますし、県の施設で集められるものであれば、地域振興局とかいろいろな行事のうちに、小さなものであれば回収していただくと、さらにそれが啓発につながるのではないかと思いますので、積極的にいろいろ対応していただけたらなと思っております。

○篠原委員長 はい、ありがとうございました。事務局、何かありますか。

○廣畑主幹 現在の法律でいきますと、先ほど申しましたとおり埋立処分とか、それはまだ違法ということではございません。ですので、確かに、現在そちらに回っている部分がやはりあると思うんですね。だからそこをできるだけないようにするために、国に先んじて熊本県としては取り組んでいく、ということでございます。

あとは、展示につきましては確かにおっしゃるとおりでございます。いろいろなところの機会を得ながら、周知を図っていきたいというふうに考えております。

○篠原委員長 はい、ありがとうございます。他になければ次にいきたいと思えます。ありがとうございます。水銀問題は課題がたくさんあるということです。では、7番目の熊本県廃棄物処理計画のなかの第7章、災害廃棄物の処理に関する事項ということで、1番のところ①②がございます。まずは①から、お願いします。

○江口参事 (資料2により説明)

○篠原委員長 はい、ただ今の説明に何かご質問はございませんか。はい、どうぞ。

○藤井委員 45ページの方から、阿蘇市の方でも平成24年に災害がございまして、市町村として今回、廃棄物処理計画の中に災害廃棄物の処理に関する事項を盛り込んでいただいたということで本当にありがたく思っております。(2)の○の1番目、災害廃棄物の処理主体は市町村ですと、ずばり書いてある。県の立場でありますと、こういう立場なのですが、私たちも非常に災害が甚大だった関係で、県のほうにも支援、もう少し支援が欲しかったなというか、非常にどうしていいか分からない部分でありましたし、この災害廃棄物が市町村でなぜしなくてはならないのかという最初のこの災害発生時から、ちょっと勉強しながらスタートした部分がありましたので、ここで廃棄物処理法の中の第6条の2の中に一廃は市町村で処理しなければならないと、ここは災害廃棄物を処理主体は市町村ですよという、ここを説得力ある説明がいるのかなというのが思います。いきなりこう書いてありますと、県のほうが何か消極的ではないかというような、私たち、平成24年災害を受けた立場で考えますと、そういうふうにちょっと感じたところでございます。それで○3番目の方に市町村単独で処理が困難な場合はというふうに下りが書いてありますが、この中に大規模な災害が発生したときには県が応援体制の構築等の支援を行うとか、というような積極的な文面にさせていただきますといいのかなというふうに思っています。県の役割を明確に誇示していただくといいかなというふうに思っております。それから(3)の○の一つ目に対象とする災害は、地震及び風水害としております。最近では雪とか火山とかありますけれども、下の方の注釈のなかに地震、津波被害

とか47ページの国の環境省の資料の中にも地震、津波等の災害によって発生するとかありますので、これが統一しなくてもいいのですが、地震及び風水害となっておりますので関連がどうかというものが若干思っております。

それからすみません。あと2～3点ありますが、47ページです。災害廃棄物の種類ということで有害廃棄物PCBのこと、県の表の中にもありますけれども、これは市町村の処理の期限が終わっておりまして、各民間の事業所とか、そういうところにはまだ、ひょっとすれば災害になれば出てくる部分があるかと思いますが、市町村の場合は期限年度を終わっているというところで、これまででいいのかなというふうにも思いますけれど、はい。それからすみません。48ページですね。冒頭にもちょっとお話しましたが、24年の災害のとき、県のほうからも大変支援をいただいて大変助かっておりました。48ページの中で県のほうの災害対応時、応急対応、それから復旧・復興、その体制整備の中に支援の実施、災害対策経験者の派遣と入れていただいた部分は非常に私たちもよかったかなと思っております。私たちが人的に足りなかった部分というのは、仮置場の指導とか、環境省の補助金申請の、のせる場合、ヒアリングと言いますか、二日間にわたって、いろいろと綿密に見ていただいて非常にそういう経験を踏まえて、最初から指導していただくという部分と、それから阿蘇市の中で処理できなかった部分を市外に持ち出すときの他町村への承認の申請とか細々あったのですが、そういう部分の人的な支援をこの表の中には書ききれないかと思いますが、そういう支援をお願いできるといいかなというふうに思っております。

それから51ページございますが、(4)の四つ目の県内の市町村間の協力体制ということで、これは原則的に市町村がやらなければなりません、大規模な災害等においては県のほうで調整をしていただくとありがたいなというふうに思っております。

それから51、52ページもありますが、7-2-4の図の中に、以前の災害のときには県に直でご連絡させていただいた部分がありますが、この保健所を経由して報告をということで、現在、県のほうもスリム化で保健所を経由して報告だけであればいいんですけれども、他の相談とか、そういう部分もそこを窓口としていいのかなというのがありまして、その体制が十分になれば、このフロー図でいいのかなと思えますけど、いろいろなアドバイス等も受けていきたいというふうに思っておりますので、ご検討いただきたいと思います。

それから53ページでございます。県内の災害廃棄物処理計画の策定状況ということで、今のところ、この表のようになっておればと思いますけれども、私たちが災害になって思ったのが、一応、災害の処理計画を立てておりましたが、仮置場が設定してあったかどうかというのが意外とポイントになるので、今回茨城県の常総市等もあっておりましたけれども、仮置場をそこで仮に想定しておっても、そこに仮

設住宅とか、その順位が変わってしまうものですから、そこを確固たる仮置場を処理計画を立ててなくてもそういう仮置場の広大な面積が災害によってはいるものですから、そういう部分だけでもご指導をしていただくと非常にいいのではないかなと一応思っております。すみません、ちょっと多くて、よろしくお願ひしたいと思ひいます。

○篠原委員長 はい、ありがとうございます。たくさん意見、かなり課題を県にしました。

○小西主幹 はい。かなりありましたが、ほぼ反映させられるなというふうに考えておりますので、今、委員のほうからご意見があった内容につきましては、こちらのほうで極力書き込んでいくような形で対応させていただきたいと思っております。

○篠原委員長 基本的に市町村の責任ということは一廃ですからこれは、違うんですけれども、ちょっと、課長の方からこの点について、県としての立場を今後、法律は法律ですけれども。

○岡田課長 今、基本のお話がありましたが、実は災害対策も、それから廃棄物処理も含めまして、基本的には市町村の仕事ですが、要するに市町村内の住民の皆さんの安全安心を守るというふうなことです。まずはその大原則を出せる。災害廃棄物処理計画につきましても市町村の廃棄物処理計画というのはまず作らなくてはいけなくなっておりますので、その辺のお手伝いとか、あるいは支援とか、あるいは他町村との間、それから協定を結ぶときの考え方とか、災害というのはなかなか、経験して初めて分かることもありますので、その辺の経験を共有化するような普段からの備えについて、県のほうで、いろいろお世話させていただくとか、そういった形になるかと思ひいます。先ほど、一番大事なのは仮置場の設置の話とかいろいろありましたが、実は仮置場についても一カ所ではなくて複数個所予定しておくとか、あるいはあらかじめ増員あたりも考えて搬入搬出を考えて、そういった増員をしておくとか、そういったことが市町村の教育の中に織り込まれていくと思ひいますので、そういった技術的なことも含めて、いろいろとご相談に応じながらアドバイスをさせていただく支援するというふうな形になると思ひいます。実際、起こった場合の対応というのは、規模によりますので、当然応援体制を組むときの、どうするかという、そのへんの話は災害に応じて、あらかじめ決めておく中で、またできる限りのことをやっていくということになると思ひいます。といったところでよろしいでしょうか。今のお話は経験に基づいた教訓というか、ご意見でしたので、今回の計画にも十分反映させていきたいなと思ひいます。

○藤井委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○篠原委員長 県ではない、市の市境を超えてお互いに協働する。そのところの調整はやはり県がしないと。

○岡田課長 できれば平常時に想定をしてということです。それでも想定外のこと  
は起こりますので、まずは想定できる範囲内で、あらかじめ準備して、訓練をしたり  
ということが基本になります。

○篠原委員長 はい、ありがとうございます。そしたら、最後の一つ残っています。  
議題②の方で東日本大震災の災害ごみの処理について、その事例をご紹介いただく  
ということで、よろしくお願いいたします。

○応用地質株式会社岩下執行役員事業部長 (参考資料3により説明)

○篠原委員長 非常に詳細な廃棄物の発生から最後の処理、終了までのプロセス、  
またその時々発生する様々な問題まで、ありがとうございました。何かこの中で  
ご質問はありますか。詳細なお話をいただいたので、質問はないように思います。  
時間がオーバーしていますので、何かありましたらまた事務局のほうにお知らせい  
ただきたいと思います。ということで、今日の議題、これで終了しました。それで  
は事務局のほうにお返しします。

○城内審議員 ありがとうございます。次回の会議につきましては11月から12  
月頃の開催で調整させていただきたいと考えております。後日、日程調整の連絡を  
差し上げますので、よろしくお願いいたします。

それではこれもちまして、第2回熊本県廃棄物処理計画検討委員会を終了いた  
します。委員の皆さま方、本日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

## 別紙

部 局	所 属	職 名	氏 名
知事公室	危機管理防災課	参事	堤 正治
健康福祉部	医療政策総室	参事	井手口 恵美
環境生活部	環境立県推進課	課長補佐	枝國 智一
	環境保全課	課長補佐	岩井 政博
商工観光労働部	産業支援課	審議員	上田 哲也
農林水産部	流通企画課	主任技師	中尾 郁美
	農業技術課	課長補佐	上野 周子
	農村計画課	主任技師	永井 寿治
		技師	川越 翔太
土木部	土木技術管理課	主幹	甲斐 祐亮
		参事	大塚 秀徳
	下水環境課	主幹	小見山 勤也
		主幹	林 浩介
	建築課	主幹	佐澤 毅
		主任技師	森藤 基一